ノーモア・ミナマタを語り継ぎ、住みよいまちづくりを！

NPOみなまた

http://minamata.org/

No.18（2006年1月）

長年、多くの水俣病患者のみなさんを診てこられた藤野糺医師（水俣協立病院名誉院長）の活動記録「水俣の真実」の出版を記念して講演と祝賀会の催しが昨年11月水俣市の「もやい館」で開かれました。

千場茂勝弁護士による「水俣病裁判の歴史」、高岡滋医師による「水俣病における医学の役割」と題して講演がありました。また、著者の矢吹紀人さんと藤野医師による対談、「どのようにして水俣病基準を確立したか」が行われました。桂島全島調査を中心に積み上げられてきた水俣病診断基準は、水俣病第二次訴訟高裁判決で採用され、95年には１万人以上の被害者を救済する道を切り開きました。水俣病公式確認50年を迎え、今改めて注目されています。

発行：NPOみなまた　発行責任者：橋口三郎　〒867-0045 水俣市桜井町2-2-20

☎0966-62-9822　fax0966-62-1154　Eメール：npo@minamata.org

題字：江口　睦美　　（カット：くさのあき）

新年にあたって

ＮＰＯみなまたの会員のみなさま、日ごろから何かとご協力をいただいているみなさま、おだやかな新年をお迎えのことと思います。今年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、今年は、水俣病が公式に発見されてからちょうど50年目にあたり、私たち水俣病患者にとって感慨深い年です。その50年を記念する行事が目白押しです。それぞれの取り組みが上滑りすることなく、着実に成果を上げることができるように微力ではありますが、関与していきたいと思います。

また、昨年は新しい水俣病の裁判、ノーモアミナマタ訴訟が1,000人近い患者によって提訴されました。これらを含む3,500人が水俣病としての認定申請を行い、昨年10月から始まった新保健手帳には1,000人を越える人たちが申請しています。あわせて新たに4,500人を越える人たちがこの１年間余の間に救済を求めて声をあげました。

このような状況をふまえ今年は、歴史的節目にふさわしく、水俣病の教訓をくみ尽くし未来にむけて生かしていくことと目前の被害者を一刻もはやく救済することが大きな課題です。この点での国の責任はきわめて大きいことは明白ですし、私たちも全力をつくさなければならないと思います。

また、介護の分野において昨年は、「三郎の家」の増改築、「のがわの家」の市街地への移転など、積極的な展開をしました。その結果、経営的にも好転の兆しを確認して新年を迎えることができました。これもみなさまのお力添えの賜物だと深く感謝申し上げます。

ところで、今年４月から介護保険制度「改定法」が実施されます。介護報酬額が下がることによって、経営環境も厳しさを増すことが予測されますが、ＮＰＯみなまたの設立趣旨でもある、「誰もが安心して住み続けられるまちづくり」をめざして、この分野でも力を尽くしたいと思います。

今年もＮＰＯみなまたの役職員一同、全力をつくしますので、みなさまのご支援を重ねてお願いし、新年のご挨拶といたします。

ＮＰＯみなまた代表理事　橋口　三郎

水俣川と肥薩おれんじ鉄道　山本達雄氏提供

第18回世界神経学会が開かれました

2005年11月上旬にオーストラリアのシドニーで第18回世界神経学会が開かれました。５月の日本神経学会に水俣病の視野狭窄に関する演題を出していましたが、発表日の５月27日に耳下腺腫瘍の手術を受けたため、演題を取り下げざるをえなくなりました。しかし、手術の３日前にこの国際学会の演題募集締め切りが延長されたことを知り、水俣病に関する研究を少しでも世の中に出そうと考え、手術直前に抄録を送っておいたのです。

これまで、何度か、昨年来の水俣病検診受診者の感覚障害やハンターラッセル症候群の有症状率などを、マスコミなどを通じて発表してきましたが、これはあくまで診断書記載の症候をもとにしたものでした。しかし、医学会で通用する研究にするためには、生データで症候を集計し、糖尿病や頚椎症など神経系に影響を与える他の合併症を除外した上で再検討しなければなりませんでした。

今回の学会では、2005年４月までに協立病院または協立クリニックで検診を受けた方610名のうち、詳細なレントゲン検査や神経生理学検査を受けた197名を、合併症のあるものとないものに分け、詳細に検討しました。その結果、①合併症のない群で、明確な感覚障害の存在を証明し、②合併症の存在が感覚障害に及ぼす影響はあるものの決して大きくはなく、合併症のある群でも感覚障害は主として水俣病によるものであることを証明しました。

発表はポスター形式で行ないましたが、海外の研究者とも意見交換をすることができました。日本からも多くの参加者があり、国内学会ではあまり交流のなかった先生方にも水俣病の実態を医学の面から知ってもらうことができました。今回は１週間の休みもとれなかったためにシドニーには２泊しかせず、とんぼ返り状態でしたが、有意義な発表ができました。

水俣協立クリニック院長　高岡　滋

ニイガタから

熊本は今年公式確認から50年という大きな節目の年を迎えますが、新潟は昨年が事件公表から40年の年でした。40年を迎えた今、新潟は熊本ほどではないにせよ、新たな展開をみせる一方、被害者をとりまく環境は依然厳しいものがあります。

新たな展開とは、泉田新潟県知事が６月に「～新潟水俣病40年にあたって～『ふるさとの環境づくり宣言』」を発したことであり、1997年から認定申請０だったのが昨秋に10数人が申請したことです。といっても、前者の知事宣言は環境省が昨年４月に発表した「今後の水俣病対策について」を受けてのものであり、後者は3500人超の被害者が認定申請し、不知火患者会が新たに訴訟を提起するなど、熊本の「水俣病の最終解決」にむけた大きなうねりと比べるむきもありませんが…。

一方、被害者をとりまく厳しい環境とは、40年という節目にマスメディアが“新潟水俣病特集”を組もうとした際、裁判を闘い、その後も運動をし続けてきた被害者が、顔を映さない、氏名を明示しない、など条件をつけざるを得なかったことです。「何で被害を受けた者が、肩身の狭い思いをして生きていかなければならないのか」という被害者の苦悩が、新潟では依然続いているのです。そのことは前述の申請者数にも表れているとおりで、水俣病被害者に対する正しい知識や理解が地域住民の間に広まっていない現状があります。

こうしたことから、新潟水俣病被害者の会と同共闘会議は県に対し、地域の再生・融和を図る新潟版「もやい直し委員会」を設置するよう申し入れています。県の対応はいまだ前向きなものではありませんが、熊本を参考にしながら、「新たな展開」に結び付けたいと取組んでいるところです。

新潟水俣病共闘会議　高野　秀男

水俣病公式確認から50年にあたって ―被害を抜きに解決はない―

弁護士　板井　優

50年前・・・被害の確認

1956年５月１日、チッソ水俣工場付属病院の細川一院長は、水俣保健所長伊藤蓮雄に対し、原因不明の中枢神経疾患が発生していることを通報した。これが、水俣病公式確認である。これは、細川院長が、最初に５歳で発症した田中静子さん、続いて入院した妹で当時３歳の実子さんと同じような症状をもっている患者が何名もいることを知ったことが契機であった。これは医師として当然の責務であった。通報を受けた伊藤蓮雄所長は直ちに現地に入り調査したが、約３週間で伝染病でないことは分かったという。

その後の調査で、同年11月には、チッソの工場廃水の中に含まれる重金属が原因物質として疑われた。さらに、翌年の８月までには、伊藤蓮雄水俣保健所長のネコ実験により原因は汚染された水俣湾産の魚介類とされ、熊本県は食品衛生法の適用を国に照会した。しかし、問題はそれから起こった。

12年間・・・チッソ・国による被害の放置・拡大

当然、汚染魚の採取・販売の規制と、チッソ工場廃水の規制とが問題となった。本来であれば、国や熊本県の衛生行政において水俣湾産魚介類の採取・販売禁止措置を取るべきであった。また、チッソ自らが工場廃水の排出を停止すべきであった。

しかし、厚生省は、1957年９月、水俣湾産の全ての魚介類が汚染されている明らかな証拠がないとして、食品衛生法の適用は出来ないとした。人がバタバタと死んでいく中での出来事である。

しかしながら、厚生省は1958年６月水俣病の原因はチッソの工場廃水と答弁した。ところが、チッソは排水路を水俣湾から水俣川河口に変えたのである。細川一院長はこれを人体実験だとして反対したという。

その後1959年11月、食品衛生調査会水俣食中毒部会は水俣病の原因をある種の有機水銀と答申した。この時期までには、細川一院長はネコ実験により

チッソ工場廃水が水俣病の原因であるとの結果を得た。当時、チッソはアセトアルデヒド製造工程中で有機水銀ができることは知っていた。むしろ、有機合成化学工場や通産省の大阪工業試験場などでは、当時アセトアルデヒドの製造工程中に触媒である金属水銀の一部が有機水銀となり触媒として劣化することが問題になっていたのである。

にもかかわらず、チッソはもちろん日本化学工業協会、さらに通産省もこの有機水銀説をあいまいにし、水俣病の原因を不明とした。そればかりか、国は、チッソや昭和電工に対しアセトアルデヒドを中間生成物とするエチレンを大増産させ、石油を原料とするエチレン生産に転換させたのである。このため、水俣病は不知火海沿岸、さらに新潟の阿賀野川沿岸にも拡大した。

全住民への被害・・・なされなかった健康調査

しかし、厚生省はこの水俣病被害をちゃんと調査しなかった。不知火海沿岸住民の健康調査すらしなかったのである。確かに、工場廃水の規制は通産省などの仕事であったとしても、沿岸住民の健康問題は厚生省の責任であったはずである。

1995年12月、政府は水俣病に関する政府解決策を明らかにした。これによる総合対策事業で12,370人、従前の公害健康被害補償法により2,955人、確定判決により54人、合計15,379人が解決し水俣病は終わったかに見えた。

しかし、2004年10月15日の最高裁判決以降、現在までに合計3,500人が認定申請をし、690人が水俣病としての補償を求めて裁判に立ち上がった。さらに、熊本県は不知火海沿岸約47万人の住民の調査をするよう環境省に求めている。被害を抜きに解決が無いことを公式確認後50年たっても水俣病は教えているのである。

ノーモア・ミナマタ国賠等訴訟

ノーモア・ミナマタ国賠訴訟弁護団　団長　園田　昭人

ノーモアミナマタ国賠訴訟提訴・・・

昨年10月３日、50名の水俣病被害者が国、熊本県、チッソを被告とする損害賠償請求訴訟を熊本地方裁判所に提起しました。さらに，11月14日、504名の原告が２陣として提訴し、さらに12月14日には３陣136人が提訴しました。最終的には1,000名規模の訴訟になる見込みです。

私たちは、この訴訟を、「ノーモア・ミナマタ国賠等訴訟」と名づけました。二度と悲惨な公害を発生させないためには（ノーモア・ミナマタを実現するためには)、責任のある国、熊本県、チッソによる正当な補償が必要であり、本訴訟はその実現を図るものであると考えたからです。

幕引きにすぎない新保険手帳・・・

昨年10月15日、最高裁判所・水俣病関西訴訟判決が言い渡されました。この判決は、水俣病の発生・拡大についての国及び熊本県の国賠責任を認めるとともに、行政認定制度で棄却された方の中にも水俣病被害者が存在することを明確にしました。多くの被害者が認定基準が改められるものと期待して、認定申請を行い、その数は、熊本県、鹿児島県で3,500名を超えました。しかし、環境省は、被害者の期待に反し、認定基準を見直そうとはしませんでした。その結果、行政の基準、司法の基準という二つの基準が並存することになり、認定審査会は、委員の再任ができず未だに再開されていません。国は、国賠責任が確定したことにより、単に福祉政策の実施では済ますことはできなくなったのです。またもや新保険手帳なる福祉政策で幕引きを図ろうとしています。新保険手帳は、医療費を補助するもので一時金の支払いはなく、しかも認定申請をしないこと、訴訟をしないことを受給の条件とするものです。つまり、水俣病と認めないまま医療費の補助だけで幕引きを図ろうとするものです。また、認定審査会も再開できず、新保険手帳などという幕引き策しか提示できない環境省は、司法救済制度を真摯に検討すべきなのですが、「現段階でも和解は考えていない」（小池百合子環境大臣）などと被害者を馬鹿にした発言をしています。

司法の場での救済を・・・

行政認定制度は、水俣病の発生・拡大に責任のある国、熊本県が、被害者か否かを決める不合理な制度です。最高裁判所判決により、国及び熊本県の加害責任が確定した現段階では、行政認定制度はもはや正当性や信頼性は認められなくなったといえます。これまで水俣病被害者は、チッソ、国及び熊本県を相手に多くの訴訟を闘ってきました。そして、ほとんどの訴訟で勝訴し、それを契機に救済の範囲を広げてきました。被害者の裁判闘争なしには補償は実現してこなかったのであり、被害者が正当な補償を勝ち取れる場は、司法の場以外にはないといえます。

司法の場では、既にチッソ、国及び熊本県の賠償責任が確定しています。水俣病の病像については、最高裁判所判決（大阪高等裁判所判決)、確定判決である福岡高等裁判所（水俣病第２次訴訟）判決があります。このような確定判決に基づき、原告が司法の基準に合うのかどうかを定めればよいはずです。裁判所が、最高裁判所判決を基本に据えて、水俣病被害者か否か及び補償内容を定め次々に救済する制度、これを私たちは「司法救済制度」と呼んでいます。私たちは、最高裁判所判決を機に、そして公式発見から50年目という節目の年である2006年に、被害者救済問題の決着を図るべきだと考えます。

ノーモアミナマタへ・・・

私たちは、先輩諸氏の残してくれた偉大な実績、国民の皆様の支援、一枚岩の団結を大切にしながら、「ノーモア・ミナマタ」を合言葉に闘い抜く決意です。みなさまのご協力、ご支援を心よりお願い申し上げます。

水俣病検診の取り組み

今度こそ一人残さず救済するための世論づくりを！

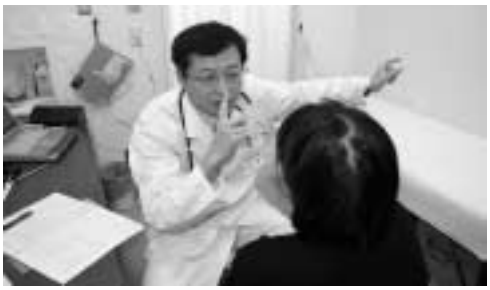

検診の様子

「自分には水俣病は関係がないと思っていた」。

10数年前に母が水俣病の申請をする時に、「見苦しかけん、すんな」と言ってきた。

「父も母も妹も水俣病で人生を狂わせてしまった」。

「父や母が苦しんだ病気に今度は自分が苦しんでいる」。

40代、50代の比較的若い方々の訴えに胸が痛みます。このように、10年前に共に闘ってきた水俣病の患者さんの子供たちが、今自分の将来に不安をもち、水俣病の検診を受けています。

水俣協立病院だけでは多くの検診希望者に応えきれないので、九州・沖縄をはじめ全国の民医連や保険医協会、県民会議医師団の医師が、日曜日を返上してボランティアで参加してくれました。そのスタッフの数は延べ1,018名以上になり、その結果1,500件を越える診断書を発行することができました。（12月18日現在）

検診活動の取り組みとともに、さらに水俣病の新しい裁判「ノーモア・ミナマタ訴訟」で原告の一人ひとりが水俣病であることを証明するための取り組みが必要になっています。また、医師会や労組、民主団体、有識者の皆さんなどへ幅広く支援の輪を広げていかなければならないと考えています。

ボランティアによる問診

「もやいなおし」のとりくみもあって、水俣病に対する市民の意識がかわってきました。また、積極的に水俣病検診にかかわる医療機関も増えてきています。今後さらに広がることを期待しています。

地元から解決のための世論づくりが必要です。皆さんとごいっしょに、「今度こそ一人残さず救済する」ために力を尽くしたいと思います。

水俣協立病院事務長　松田　寿生

新保健手帳 一人も残さず救済するための制度に…

一昨年の最高裁判決を受けた環境省の唯一といえる「水俣病対策」が新保健手帳です。その受付が、昨年10月13日から開始されました。新保健手帳は一定の条件を満たせば医療費の自己負担分を国と関係県が助成する制度です。「水俣病ではない」としていますし、一時金や継続給付もない不十分な制度です。

しかしながら、健康に不安をもつ人たちの中で、水俣病であるかどうかを問う認定申請まではしないが、医療費は確保しておきたいと思う人たちには、必要な制度でもあります。昨年末までに、3,500人以上が申請しています。しかも水俣病の認定申請をしている人たちを新保健手帳に誘導しようとした環境省の思惑は完全に外れて、新たに新保健手帳の交付申請をされる方が、多数をしめています。このことは認定申請をしている人たちの周りに、医療救済を求める多数の存在があるという被害の広範さを示すことになっています。

今後は、住民のみなさんが気軽に申請をされること（もちろん認定申請や裁判の道もあります）と特に行政は、そのような住民が差別や偏見にさらされることなく新保健手帳を手にすることができるようにきちんとした配慮をすべきです。

水俣病被害者の会事務局長　中山　裕二

産廃最終処分場建設問題

水俣では

平成16年３月、水俣市報で㈱ＩＷＤ東亜熊本による産廃最終処分場建設計画が明らかになるや否や、水俣市民は「水俣の命と水を守る市民の会」（以下、市民の会）を結成しました。

その後の運動について、市民の会世話人の下田保富さんにお話を聞き、また一文をお寄せいただきました。

市民の会は、一昨年秋には、水俣市民３万人の過半数を大きく上まわる２万人を超える署名を県知事に届けました。その後も定期的な全地域へのビラ配布や水俣市全域を網羅する全地区で説明会を開くなど、市民の反対運動は現在も粘り強く続けられています。

処分場建設に関する環境アセスメントについては、ＩＷＤ東亜熊本の方法書が提出されて、これに対して、熊本県知事および水俣市長の意見書が出されています。特に県知事の意見書の指摘は、広範囲にわたっています。それに対し、事業者は自ら調査を行い、環境アセスメント準備書を県知事および市長に提出しなければなりませんが、現時点では提出されていません。

地域集会では住民間の意見交換が活発に行われるとともに、他の地域の取り組みが紹介されています。特に奈良県天理市では、産廃最終処分場建設の県知事許可が出されても、市長が市民と一緒になって反対の姿勢を貫き、10年を経た今日でも建設できない状況にあることなどを聞き、確信を深めています。

子や孫たちに大自然の恵みの水を

下田　保富（水俣の命と水を守る会世話人）

今、水俣で何が一番問題であるかと言えば、やはり産廃問題ではないでしょうか。なぜ問題であるかと言えば、水俣市の水源と水俣湾の汚染が心配されているからです。

産廃処分場の用地となっている木臼野の台地の地下水は、湯出川に面した斜面から湧き出していて、湧水箇所は大小合わせて21ヶ所もあります。その量は、私の推測では１日に500～600トンは下らないと思っています。水俣市の水ガメと言ってもいい程の湧水量なのです。

湧水箇所は、湧水を直接、生活用水として利用している大森地区に集中しています。水質に関していえば、私の利用する水源は昨年４月の測定で１日に57トンの湧水量でその水質検査の結果は無色透明で無臭、雑菌大腸菌ゼロで飲料に最適と評価されました。これぞ天然の恵みの水です。水俣市の水源の約６割は湯出川の伏流水を利用していますが、雑菌処理をするだけでそのまま送水されているといいます。

水俣には50年余にわたって、地元企業から排出された有機水銀を含む産業廃棄物が約150万トンも埋められ、今でも危険な状態は続いています。しかし、それを上まわる203万トンの廃棄物を今度は山に埋めようという計画です。この処分場が出来ると山の水俣病になる、とある中学校の生徒がいったそうですが、全くその通りでしょう。この水の問題以外に大気汚染の問題も大きく、臭気とガスの発生で処分場の周りもさることながら対岸の桜の上場にある水俣ブランドのお茶園への影響も懸念されています。安心して木臼野地区に住めなくなるのではないでしょうか。

私たちの生命は２度と反復を許されない１回限りの尊い生命です。産廃処分場によって一企業の金儲けのために健康や生命までも脅かされようとしています。市民の安全と安心、豊かな生活を守るべき責任あるトップが業者よりの中立ではこの処分場計画は絶対に止められません。清流・湯出川をなぜ汚そうとしているのでしょうか。環境、環境と言いながら、何が環境なのでしょうか。

私たちは、この水を200年も300年も昔からそのまま濾過も消毒もしないでそのまま飲んできました。私たちは今、子や孫たちにこの大自然の恵みの水を残すために、残り少ない生命をかけて反対運動をしています。

日本全国の多くの方々のご支援をお願いいたします。

あけましておめでとうございます

☆☆元気にゆったり過ごしていただけるよう☆☆

明けましておめでとうございます。

昨年のキトさん家は病院受診、入退院で明け暮れた一年でした。また、入居者さんの入れ代わりもあり少し雰囲気も変わったのではないかと思います。

今年も望むことは唯一、入居者の方々が元気にゆったり過ごして下さることです。そのためにも、私たちが昨年より取り組んできた住環境、接遇、理念に基づいたケアなどの学習を今年も継続したいと思っています。

入居者さんの介護度が少しずつ上がり、基準の体制では大変なのですが、スタッフのみんなは、持ち前の明るさと元気で良く頑張ってくれています。感謝です。そして私たちのケアにいつも「ありがとう」と言ってくださる入居者さんに感謝です。入居者さんのストレートで純な感情は私たちの心をゆさぶります。そして、痛くて辛いときも、悲しいときも、寂しいときも、いつもありがとうの言葉、大切な心をいつも頂いています。私こそ「ありがとう」です。

みなさま、今年もよろしくお願いします。

キトさん家管理者　宇都宮　美千代

☆☆地域のみなさんとのかかわりを大切にして

昨年の７月に山間部地域の野川から町中の古城に引っ越し、約半年がたちました。

ご近所の方も気軽に声をかけて下さり、みなさんの暖かいまなざしを感じています。

以前はちっと不便だった買い物も、今は、水光社分店（地域の生協）も近くなり、散歩をかねて利用者のみなさんといっしょに出かけたりしています。また、近くにある水俣第一中学校の運動会にお弁当を作って応援に行きました。

ここに引っ越して来てから外に出る機会が多くなって、地域の皆さんとのかかわりも深まってきています。

制度が変わって利用者のみなさんにとっても厳しい状況ではありますが、今後も利用者さん一人ひとりに合ったケアを第一に考えていきたいと思います。

のがわの家スタッフ　江口　直美

「よかとこなあ！」の一言にほっと…

出水平野に鶴が飛来し、ここ名護の干潟にも鴨の群れが訪れています。今年で４度目の正月を迎えました。

昨年は、グループホーム、デイサービスを増改築し、居室を一部屋増やしました。入居定員を８名としたこともあり、新たに３名の方を三郎の家にお迎えいたしました。慣れ親しんだ家、ご家族と別れて暮らし始めることはどんなにか、寂しく、辛いことかお察ししますが、どの方もリビング、広縁から眺める満潮の入江、干潟に口をそろえて「よかとこなあ！」と呟かれます。スタッフもご家族の方と一緒に思わず、ほっと胸をなで下ろす。どの方にも共通するワンシーンです。この名護の入江の光景が認知症の方の心を癒す役割を、果たしてくれていると実感しています。

私たちケアスタッフも、橋口三郎さんの三郎の家立ち上げの想いである「この名護の入江にふさわしいケア」と言えるのか、を念頭におきながら、日々努力してきました。

螺旋階段状の成長、発展という言葉があります。ケアレベルも、少しずつだけど後戻りはしないでステップアップしているのではないかと、この４年間を振り返っています。

私たち自身の入居者の方への熱い想いは勿論のこと、ご家族の深い愛情が、私たちのケアのレベルを向上させようという意欲を引き出しています。

「介護とは、やさしさと明るい笑顔、そして、待つ姿勢」と認知症を抱える家族の会の方が言っておられました。この言葉を、三郎の家のスタッフは深く心に受け止めました。

入居者の方々、ご家族の方、そして、地域の方々、どうぞ今年もよろしくお願い申し上げます。

三郎の家管理者　柏木　敦子

地域のみなさんに利用していただけるデイを

三郎の家デイサービスでは、昨年も“安心していられる場所、居心地のいい場所の提供”を目指して運営してまいりました。

昨年は、６月にキッチンの改築とバスルームの増築を行いました。キッチンとリビングの敷居を取り払ったことで、広々とした中でデイサービスを行い、さらに利用者の方が下膳などに積極的に関わられるようになりました。また、これまでバスルームはグループホームと兼用でしたが、専用のバスルームが増築され、利用者の方から好評を得ています。

他方、三郎の家デイサービスでは、グループホーム入居を希望されている方がデイを利用され、三郎の家の雰囲気に慣れていただくという役割も担っています。昨年入居された４名の方はいずれもデイを利用されていました。

増改築の効果もあって利用者が増えている状況です。今年は、さらに地域のみなさんに利用していただけるデイを目指して、ひとりひとりにあったサービスの提供を行うべく、スタッフ一同、技術面でも精神面でも磨きをかけていきたいと思います。

三郎の家デイサービス責任者　林　朱美

今年もよろしくお願いします

ふれあいの家、新春対談

☆☆利用者の方にとことん関われる介護

坂本 ふれあいの家の職員は現在８名ですが、今回は、比較的新人の坂本トモ子さん（h16. 6入職）と林田緑さん（h17. 4入職）に、昨年の感想を聞きたいと思います。

トモ １年前と比べると、皆さん体力的にずいぶん落ちてこられましたねえ。私が入った頃は介助無しで歩いていた方が車椅子になられました。でも気持ちはスタッフ以上にお若くて、エネルギーを頂いています。とても愛おしい方々ばかりです。

林田 私は入って半年になりますが、先日入居者の方からきびしい洗礼？を受け、やっとふれあいの家の一員になれたかなぁと思いました。

トモ そうそう、私もそうだった。

林田 以前は訪問ヘルパーの仕事をしてたんですが、利用者の方の生活の一部分にしか関われないもどかしさを感じてました。又、一人で訪問するので、何でも一人でしなければならない不安もありました。でもグループホームだと、利用者の方にとことん関われ、困った時は他のスタッフに相談が出来るので、心強いです。

トモ 私も義母を家で十数年介護してましたが、本当に一人じゃないって安心ですよね。

坂本 ふれあいの家は、現在平均年齢90歳、平均介護度４と重度化され、皆さんそろって庭でお茶を飲むことすら、ままならなくなりました。お楽しみが減って、いろいろ工夫が必要ですね。

トモ パチンコに行きたがってる方がいらっしゃいますけど、体力的に無理なので、中古のパチンコ台が手に入ればと思います。どなたか、つてをご存知ならご一報ください。

坂本 家も築80年と老朽化して、とくに冬場はお年寄りに堪えますね。又、伝い歩きされているあいだは廊下やリビングの狭さが転倒の心配もなく、むしろ安全だったのですが、車椅子の方が増えると厳しい面が出てきてます。布団からベッドに移った方もいらっしゃいますが、ベッドの高さも気になりますね。

林田 在宅では、電動ベッド（介護保険で安くレンタルできる）が当たり前だったんですよ。ところが、ふれあいの家では旧式ベッドばかりだったので「え～？」ってびっくりしました。入居者の方は勿論ですが、スタッフの介護負担を軽くするためにも、電動がもっと欲しいですねぇ。介護保険が使えないというのも、初めて知りました。

坂本 二人とも意欲満々ですね。介護の仕事はますますハードになりますが、スタッフのチームワークが一番。ご家族にも安心して頂けるように頑張りましょう。さあ、今年は入居者の方々とどんな１年が待ってるでしょう。つつがなく良い年が送れるよう、知恵を絞って、気持ちを合わせていきましょう。

ニューフェイス

平成17年11月から、ふれあいの家にお世話になっています。何もかも初めてのことで、今職員のみなさんに教えて頂きながらひとつひとつ勉強しているところです。以前からやってみたいと思い、自分で選んだ仕事ですし、やりがいも感じています。

利用者の皆さまがあたたかい気持で生活できるよう、また私にとっても天職だと思えるようこれから頑張っていきたいと思います。

川添　千波（ふれあいの家）

☆☆事務局です。熟女?ぞろいです

ここは、水俣病第三次訴訟が終結した次の年の1997年に建てられた水俣病被害者の会全国連絡会と水俣協立病院の共同の建物です。

３階は水俣病の裁判資料が保管されている資料庫のほかに、会議室もあり、ヘルパー講座や会議など地域の皆さんも使用できるようになっています。

２階の事務所には、水俣病被害者の会とＮＰＯみなまたの事務局に加え、昨年12月からは「水俣病不知火患者会」が新たに仲間入りしました。電話の鳴る回数もぐっと増えました。さまざまな問い合わせや相談などで、一気に活気づいた感じです。

みなさま、お気軽においでくださ～い。♪♪

介護保険制度「改定」と当面の取り組み

今年４月から実施される介護保険制度「改定」法にともない、予防では、グループホームや小規模多機能ホームは「地域密着型サービス」の範疇になり、従来の県管轄から市町村に移行します。施設整備や介護報酬についても市町村の福祉施策や財政事情で影響を受け、市町村格差が危惧されます。また、市町村を超えての利用はできなくなるなどの制約も盛り込まれています。のがわの家はこれまで“通って、泊まって、住み込んで”の機能を持ち、小規模多機能ホームや宅老所と通称されてきました。これが「改定」法では小規模多機能型居宅介護となり、“長期の住み込み”ができなくなります。反面、事業所として自宅に出かけてのお世話（訪問介護）ができる利点もあります。早朝や就寝前の援助やお世話。また、緊急時の対応など、特にお一人暮らしの利用者の方には安心できるシステムではないかと思います。

グループホームについては、昨年に続き今年も第３者評価を受審するなど、内容の充実に努めることはもちろんですが、当面の課題として、ふれあいの家の移転問題があります。ふれあいの家は築80年を経過し、昨年の台風時には一時避難する事態も起こりました。今年はどうしてもこの問題を解決し、安心できる住環境に一日も早く改善したいと思います。

ところで、介護保険制度「改定」法の真の狙いは国の福祉負担を減らすことにあるといわれます。国民の負担はますます増え、所得格差により福祉や介護サービスに差が生じ、社会保障制度の根幹が揺らぐ状況です。

当介護事業では、民家改修型を進め、ハード面より職員の研修などソフト面に力を注ぎ、その結果利用者の負担額を抑えることにもつながりました。今後介護報酬額は下がると予測され、運営は厳しさを増しますが、「改定」の中身に踊らされることなく、現場の目線で、常に利用者に寄り添いご家族の意見を大切にして日々を努めたいと思います。

ＮＰＯみなまた
理　事　上野　恵子

ひろば

恵まれた郷土を子孫へ手渡したい

孔子は、政治の眼目について、「近き者喜び、遠き者来る。」そのような政治が一番いいと言っています。また、地方公共団体の役割について、地方自治法一条の二に、地方公共団体は住民の福祉を図ることを基本にして、とあります。

以上のように両方とも、住民の幸せに寄与することを一義としています。

これに照らして水俣の現状はどうでしょうか。産廃問題を通して分かるように、住民無視も甚だしく、その証拠として、市民二万余の反対署名、市議会全員による反対議決、市民の再三にわたる反対の申し入れ、こうした危難を恐れる市民の必死の叫びは届いているのでしょうか。水俣病の体験をけっして無にしてはなりません。

水は万物、命あるものの源であることは言うまでもありません。水俣は山紫水明の恩恵に浴し、うまい水、豊かな農作物、新鮮な魚、山、川、海を含む自然など申し分ない環境にあります。これを守り続けたご先祖、後に続く子孫のためにも我々の時代に、この恵まれた郷土を汚すわけにはいきません。

的場　信樹（水俣市・森林評価士）

ノーモア・ミナマタの活動　・・・環境学習のおてつだい・・・

企業経営と環境問題との関わりについて研究されている中央大学の浦田さんたち研究班の４名が水俣を訪問されました。

浦田さんたちは、水俣協立病院の屋上から駅と工場の位置関係を確認。次に、水俣協立クリニックで水俣病患者の方などがリハビリされる様子を見学しました。続いて、チッソ水俣本部を訪れ、チッソの歴史や現在の主要な製品のお話、社員教育の場としての水俣の役割などについて聞き取り。その後、ＮＰＯみなまた事務所で水俣病不知火患者会の大石さんに未救済患者の現状についてインタビューされました。実際に、直接患者さんからお話しを聞いたことが、大変有意義だったそうです。

また、水俣の環境再生を研究している諏訪東京理科大学の中嶋さんは、上野理事から、ＮＰＯみなまた設立の経緯や介護事業を中心とした活動内容などについて聞き取りをされました。そして、水俣病検診の支援にみえている県外の医師のみなさんを交えて、高岡滋副代表理事と医学的な内容について懇談されていきました。

２組のみなさんともに、今回の水俣訪問の内容をもとにして卒業論文にまとめられるとのこと。いい論文が出来ることを期待しています。

活動日誌（2005年11月～12月）

ＮＰＯみなまた

11月14日　新人研修
18日　介護部会
18日　ＮＰＯみなまた2005年度第4回理事会
20日　キトさん家、宝川内地区復興祭参加
23日　「水俣病の真実」刊行記念講演会
28日　出水市郡グループホーム連絡協議会講演会
12月21日　介護部会

関係団体

11月８日　水俣病公式発見50年事業実行委員会
14日　ノーモアミナマタ訴訟第二陣追加提訴
16日　水俣病公式発見50年事業事業部会総会
18日　水俣病50年事業実行委員会
29日　水俣病公式発見50年事業慰霊部会
12月４日　公害被害者総行動実行委員会合宿（～５日）
６日　水俣病患者三団体環境大臣申し入れ
19日　ノーモアミナマタ訴訟第三陣追加提訴
23日　水俣病被害者の会世話人会

編集後記

今号は水俣病の動きを反映していつもと比べてボリュームがあります。みなさまのご意見・ご感想をお待ちしています。